

～令和9年度入学予定のみなさんへ～ 高等学校等就学支援金

支援金を受けるには、
申請手続きが必要です。



世帯収入に関わらず、高等学校等に通う生徒を対象に**授業料**を支援する制度です。

◇ 対象者は？

次の①～④全てに該当する世帯

- ① 生徒等が日本国内に住所を有していること。
- ② 生徒等が高等学校等に在学していること。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で36月（定時制・通信制は48月）を超えていないこと。
- ④ 生徒等が日本国籍を有している又は外国籍のうち永住等の在留資格等を有していること。

- ・令和8年度から保護者等の所得に関する要件が撤廃され、新たに生徒本人の国籍・在留資格に関する要件が導入されることとなりました。
- ・外国籍の生徒のうち、就学支援金の対象に該当しない生徒については、別途、所得に応じて「高校生等・新修学支援金」が支給されます。

◇ 就学支援金を受けるには？

高等学校等入学後、申請手続きが必要となります。

申請書の配布や手続きについての詳細な説明は、入学後に各学校で行います。

◇ 支給限度額（授業料に充てる額）は？

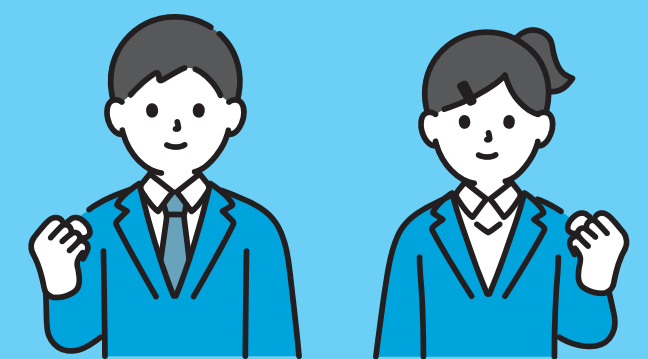
全日制		38,100 円／月※1
定時制	定額授業料	38,100 円／月※1
	単位制授業料	18,528 円／単位※1、2
通信制	定額授業料	28,100 円／月※1
	単位制授業料	13,668 円／単位※2
専攻科	非課税世帯	41,100 円／月※1
	年収270～380万円相当の世帯	20,550 円／月※1
	多子世帯	41,100 円／月※1

※1 入学する学校の授業料が支給限度額を超えた場合、差額の支払いが必要です。（私立学校のみ）
※2 通算 74 単位、年間 30 単位まで

返還
不要

～令和9年度入学予定のみなさんへ～

高校生等奨学給付金



教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など、**授業料以外の教育費**を支援する**返還不要の給付金**です。

◇ 対象となる世帯は？

世帯の状況（令和9年7月1日現在）が、次の①～④全てに該当する世帯

- ① 生活保護（生業扶助）受給世帯
又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
又は、年収270万円以上490万円未満の世帯
又は、年収380～600万円の多子世帯 ※専攻科のみ
- ② 生徒等が国籍・在留資格等の要件を満たしていること。
- ③ 保護者等が福岡県内に住所を有していること。
- ④ 生徒等が高等学校等に在学していること。

- ※ この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。
- ※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安

◇ 奨学給付金を受けるには？

高等学校等入学後、申請手続きが必要です。

- ・申請書の配布や手続きについての詳細な説明は、入学後に各学校で行います。
- ・令和9年7月以降の手続き完了後に支給されます。

◇ 生徒1人あたりの支給額は？

世帯区分	生徒区分	給付額(年額)
生活保護（生業扶助）受給世帯	全日制・定時制・通信制	52,600 円
非課税世帯 (道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額)	全日制・定時制	152,000 円
	通信制・専攻科	52,100 円
年収270～380万円世帯	全日制・定時制	50,670 円
	通信制・専攻科※	17,370 円 (10,420円)
年収380～490万円世帯	全日制・定時制	38,000 円
	通信制	13,030 円
年収380～600万円未満の多子世帯	専攻科※	13,030 円 (10,420円)

※ 専攻科 … 国籍・在留要件等に該当しない方は、上表（ ）内の金額が支給されます。



人材育成・活躍推進部私学振興課修学支援係
092-643-3139